

登

BULLETIN

版

DE LA

錄

權

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十一年八月二十六日發兌

大日本監獄協會

第四號

(遞信省認可)

大日本監獄協會役員

出版主任	調查委員	調查委員	庶務委員	主幹	調查局長	庶務局長
正員	正員	正員	正員	正員	正員	正員
寺井宗平	深井鑑一	武田英一	佐野尚	宇川盛三	宇川盛三	石澤謹吾

明治廿一年五月三日版權登錄
 明治廿一年七月九日印刷
 明治廿一年七月十日出版

發行兼編輯者

東京本郷區兩門町十二番地寄留

深井鑑一 郎

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井宗平

發行所

東京下谷區七軒町二十八番地

大日本監獄協會假事務所

(東京淺草區並木町新印也)

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及監獄關係事業ノ改進ヲ要スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 三 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業
 - 四 獎勵及ヒ賞問ニ答フル事
 - 五 懸賞文ヲ募集スル事
 - 六 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 七 本會ノ雜誌ヲ發行スル事
 - 八 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信 往復其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究講義談話ヲ行フ事ヲ舉行スヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ頒ツ
- 第六條 本會ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス
 - 一 推戴員
 - 二 名譽會員

三 特別會員

- 第四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
- 第五條 名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第六條 特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス
- 第七條 正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス
- 第八條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第九條 總會
 - 一 會長
 - 二 副會長
 - 三 庶務局長
 - 四 調查局長
 - 五 主席
 - 六 庶務委員
 - 七 調查委員
 - 八 特別調查委員
- 第十條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改選ス但シ再選セラルルヲ得
- 第十一條 總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク
- 第十二條 正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ムヘシ
- 第十三條 辦事ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第四號目次

丁數

官報	一
論說	一
監獄事業	一
○貧民の原因及び	一二
○明治二十年四月二十七日	一八
○浦和監獄參觀の際の演說大意	一八
○歐米監獄沿革史	二五
○佛國監獄法大意	二八
○ノヒラデルフィア府の監獄	三二
寄書	三二
○四人の教誨	三六
通信	三六
○芥蘭驅除の景況	三九
○教誨は懲罰を全身に	四一
○浸潤せしむるの薬師	四一
○舊時に於ける刑罰の	四二
○種類及び其の執行法	四二
本會記事	四二
數件	四五

大日本監獄協會雜誌第四號

明治二十一年八月二十六日發行

官報

自明治二十一年七月一日
至明治二十一年七月三十一日

內務省訓令第十六號

警視廳 府 縣
集治監 假留監

明治二十年十月訓令第四十三號概算支出未成算金ノ精算報告書ハ出納規則書式第二十五號ニ據リ會計主務官ヨリ差出スヘシ

明治二十一年七月十三日

內務大臣 伯爵 山縣有朋

論說

本欄にハ諸氏の寄稿又ハ起稿中一部の論說と認めたるものを掲ぐ但し說の當否ハ固より編者其の責に任せず

○監獄事業

特別會員 小野田元熙 長野

監獄の事業ハ一國の上に於て最も大切なるものあり故に茲に余の常々懷くところの論旨の一斑を陳へ以て會員諸君の參考に供せんとするなり

第一 監獄の主義を一定する事

夫れ監獄の事業たるや政事上最大緊要の關係を有するものなるか故に決して輕視すへからざるものたるに因より論を待たさるところあり、外人曾て言へることあり、監獄制度の如何を一見し其の國、政事の良否を判定するに足る」と、顧ふに監獄の事たる深く意を此の點に注かすにあらざるべからず、既往のこと、姑く措き將來治獄の目的を達せんとするに、先づ以て監獄事業の何物なるやを論定するの必要あるなり、抑も監獄の刑の執行を司とる所なれ、宜しく囚徒をして感化歸善せしめ、以て再犯を防ぎ、また良民をして監獄の嫌ふ可きものなるを知らしめ、以て犯罪の念慮を未發に豫防し、直接に懲惡を主とし、間接に勸善の具と爲すに外ならざるあり、而して其の方法手段に種々あり、今、歐洲各國監獄學者の説を概言す、れハ一房一囚即ち分房制を主とする論者あり、或ハ合房制を主とする論者あり、また一監獄の囚徒の數を制限し六百名を超過すへからざるの必要を論するものあり、或ハ首府に勉めて輕罪囚を置くの必要を論する者あり、或ハ役法を一定し懲戒の爲め定役の制を設くるの必要を論する者あり、或ハ教誨を主とする者あり、然れとも之れを要するに其の主義とするところの懲戒と教誨との二者に過ぎ

ざるなり、而して二者何れを主とし何れを従とし、また何れを重とし何れを輕とし、斷定す可からざるものなり、監獄の主義の主従は就いて歐洲各國種々の議論ありて未だ一定せず、雖とも其の主義に主従の別を定むるの一事に至つては皆ありて未だ一定せず、如し故、或る國は於て懲戒を主とし、また或る國は於て教誨を主とす、雖も是れ其の國の貧富、文明、不文明の如何、また宗教の如何に關するものにして例へば甲の國に於て利益ある懲戒主義の獄制も乙の國に用ひて不利なることありて概括すること固より難し、我か國に於て人情より論するも、また現今の監獄の實況より論するも懲戒を主として教誨を従とするの至當なるは如かざる可しと思考するより、其の故は近年囚徒の數頻りに増加し監獄の事務も亦た從つて繁雜を加ふ、惟ふに囚徒の斯く増加するもの、其の原因、一に止まらざるへと雖も抑も亦た監獄侍囚の方法各地未だ一定の主義は據らず、寬嚴或ハ其の宜しきを失するに由るもの無きにあらず、抑も監獄の目的は懲戒にありて教誨を以て悔悟遷善の道は誘ふべきこと固より監獄の勉むべきところなり、と雖も懲戒驅役堪へ難きの苦勞を與へ囚徒をして再び罪を犯すの惡念を絶たしむるもの

是れ監獄本分の主義なりと云ふへし。然るに現時の有様を見るに本分の主義を後にして専ら教誨の方法に偏するの傾きありて主義更に一定せず。甲乙の監獄各々其の方法を異にするか如きハ甚た宜しからざるのみならず到底その目的を達すること能はざるへきなり。其の極、遂にハ刑罰の效能を失ふに至るへし。當局者より論するときは歐洲の如く獄舎構造の制も定まらず、また兵卒の警護法も定まらず不充分なるの獄舎ハ重輕罪を問はず多人數を檢束するを以て充分に懲戒主義を執ること能はず、是れ實に止むを得ざる現今の狀況と云ふへし。故に目下急務とするところは監獄構造法を一定し外部ハ兵卒を以て守衛せしめ如何なる惡漢無賴の徒と雖も一朝監獄に入るときハ其の構造守衛の嚴重なるハ服し反獄逃走の念ハ立どころハ消滅するが如き否な最初より起らざるか如き完全の監獄を設くるハあるなり。

第二 監獄に定役を設くる事

監獄内に作業場を設くるハ歐洲各國に於ても種々の説ありて、現ハ英國の如きハ囚徒をして空車或ハ鉄丸を運轉せしめ、刑の輕重に由り其の度數を加減し以て

懲戒の具となせり。彼の有名なる法律家ベンザム氏言へることあり曰く「懲戒の目的を達せんと欲せハ宜しく囚徒をして平常學び得たる作業に反對したる役業に服從せしむへし。例ヘハ文筆を職業とせし者にハ之れハ授くるに土工の役を以てし、土方或ハ車夫等を職業とせしものにハ授くるに緻密の工業を以てすへし。斯くの如く其の欲せざるところの役ハ服從せしむるときハ勞神者ハ勞力に堪へず、勞力者ハ勞神に堪へず、而して後ち始めて懲戒の目的を達するを得へし」と。實に確言と云はざる可からず。彼の空車、鉄丸を運轉するを以て一の懲戒法と爲すハ抑も何ぞや。是れ他なしハ以て懲戒の目的を達しハ以て人民の作業に影響を及ぼさしらん爲めなり。故に妄りに各種の作業を獄内ハ設け土工、泥工等各々其の職とするところの事業ハ就かしむるか如きに至りてハ第一、刑ハ輕重の名ありて實刑ハ輕重の名あきか如し。然るときハ懲戒の目的を失するのみならず悔悟心の有無を問はず却て工業に勉強する者若くハ殊藝あるものを重んじ遂ハ獄舎をして恰も官設製造所或ハ職工學校の如き形狀を現出するに至るへし。果して斯くの如くなるときハ遊惰またハ生計上ハ苦しむの徒ハ故らハ罪を犯して好んで監獄ハ入る

か如き弊害を醸生するやも知る可からず。加之獄吏なる者ハ皆な能く原品の良否、工業の精粗を識別するの力ありとするか、決して然らざるなり。此の輩をして原品を購求せしむるときハ其の奸商の爲めに欺かるゝなきと保證すへからざるなり。且つ懶惰なる囚徒にして其の工業を日課となし其の精なるも喜ひす其の粗なるも憂へざるゝ何と原品を重んじ其の損益を顧るに遑あらんや。此の故に其の結果ハ高價を來すか若くハ製造の粗惡にして爲めに販路に難み空しく堆積するか如きこと無きよしもあらず。依て東京監獄の如きハ其の弊害あるを察し夙に外國の制に倣ひ之れを請負工業に改め原品器械等ハ總へて請負人の負擔と爲じ、囚徒ハ其の業の巧拙に由り多少の賃錢を受くるの方法を設けたり。爾來獄吏の數を減じ、また多少の工業費を省くを得て、之れを昔日に比すれば稍々改良の緒に就くを得たり。また外、役ハ僻地若くハ島地等ハ格別、人口稠密士民輻湊するの地にありてハ百害ありて一利を見ず。就中東京在獄囚徒の如きハ外役に服するを以て頗る幸福ありとし同囚相互に羨望するか如し。斯くの如き情况あるを以て啗又懲戒の實舉らざるのみならず、其の見聞するところ多くハ逃亡の媒介とならざるハ無きか

如し。況んや囚徒獄衣を着し一度公衆に面皮を暴らす以上ハ遂に改心の念を自棄せしむるの事實あるに於てをや。聞くところハ據れハ此の弊ハ唯とり東京に止まらず各地方悉く皆な然らざるハなしと。故に内役の種類を一定し外役に全く之れを廢止すべきなり。然らざれば後來大なる弊害を生ずるふとあらん。外役の害あること其れ斯くの如し、内役の整ハざる其れ彼れか如し。定役を區々とするの弊もまた大なりと云ふへし。今、則ち其の役法を一定し内外の弊害を防がんか爲め其の種類の概畧を掲ぐるときハ即ち左の如し

第一種 定役

一轉車 鉄製の空車を運轉せしむるものにして刑の輕重ハ由り度數ハ多少あり。即ち痛苦厭倦を感せしむるのみふして敢て工錢の收入を謀るの具とあらず。而して此の鉄車たる運轉、度に達する毎に針尖を自出するの機關を具へ假令ハ看守者一時在らざるも囚徒をして其の度數を詐ることを得ざらしむるの具なり。

右ハ定役に服する囚徒老幼婦女其の他、病後の輩及び身体の弱き者ハ之れを省

くには必ず刑期の幾分を服役せしむ而して獄則を謹守し改心の微候ある者の賞譽して第二種以下の工役に就かしめ以て定役を服すると然らざる者との區別を立てんとす

第二種 工役

一耕作 監獄地内若くは其の附屬地に於て野菜を作る事

一米麥搗 囚徒の常食する米麥を搗く事

一伐木

一開墾

一煉化工

一瓦

第三種 寛役

一炊事 囚徒の食物を調理する事

一掃除 獄舎を掃除する事

一裁縫 囚徒の着用する獄衣を調製する事

一味噌醬油製造 囚徒の食用に供する味噌醬油を製造する事

一稿鞋作

各地方に於て役法は適すると認めたる下等の作業その他獄舎に使用する物品は工業の難易は因り第二種以下に編入するも妨けなしとすまた監獄に使用する物品は總へて獄内に於て之れを製造するを要するなり其の重要な者を擧ぐれば味噌醬油野菜薪材及び獄衣等の類みれなり此れ等の原品の監獄附屬の田畑山林は於て囚徒を使役し耕作採伐せしめ萬止むを得ざるにあらざるよりは妄りに獄外へ仰かさるととせは經濟の本意に適するのみならず各地方に於て役法に苦しむか爲め外役は就かしむる等のことを止め一舉兩得のみと云ふへし現に東京市ヶ谷監獄の如きは近傍に僅々五六町歩の地を購入し囚徒をして其の所へ野菜を作らしめしに一日一四の菜代金一錢を要するに其の半額餘の野菜を生ずるの益を得たり故に監獄附屬の土地充分なるときは食費を償ふに至るに敢て難き事にあらざるへしと信す

因に云ふ監獄の費用を考ふるに最も其の多額を占むる者ハ米麥として其の

次ハ獄衣の費用これなり。故に例へハ綿を以て產物とする府縣の監獄ハ綿を作るを囚徒の服役と爲し、又東京の如き製造及び運輸に便なる土地に在てハ之れを獄衣に製するを以て服役と爲し更に之れを全國に配布するか如きに至らば其の利益大として且つ民間の商業に影響を及ぼすの憂ひなかる。

第三 分房制の事

治獄上歐洲各國に於て異口同音に主唱する高尙の論旨ハ一房一囚(獨居)の制の制にあり。其の説くところに據れハ監獄に雜居法を用ゆるときハ恰も流行病の傳染法又異なることなく、惡事を助長し兇行をすゝむるか如し。囚徒をして眞誠に悔悟遷善せしむるハ獨居の制に依らざる可からず。是れ實に然り然りと雖も實際に就き見聞するにベルギーを除くの外ハ各國皆な言行相反し獨居の制を用ゆるところ無し唯とりベルギーのルーバンの中央監獄在囚僅に六百人ハ此の法を用へり。啻に中央監獄のみならず全國皆な然らざるハあらず云へり然れとも余曾て同國ガソフの中央監獄に臨みたるに晝間ハ雜居役に就かため夜間のみ獨居の法を施させり。且つ同國囚徒の總數を聞くに凡そ四千人に過ぎず。我ハ國東京府だけの在

囚(凡そ四千五百人)比し若干の寡少なりと雖も尙ほ其の費額の莫大なるを以ての故か悉く獨居法を用ゆるに至らず尤も未決囚、初犯囚及び幼年囚ハ唯とり同國のみならず各國皆な獨居の制に非ざるは無し。畢竟再犯以上ハ之れを人身の疾病に例へハ恰も不治症の如し之れハ醫療を要せハ寧ろ劇劑を投し一生を萬死に救ふの術を施さざる可からず。即ち雜居勞力の制を施し痛苦を感せしむへしとの所以ならん。我ハ國に於ても頗くハ分房の制を用ひ一囚一室に在りて服役せしめ父子共に入監するも其の誰たるを知るに由あきの制を用ひ充分に痛苦を感せしめ且つ歐洲の制に倣ひ分房に入る者ハ刑期を短縮し以て罪囚を減し且つ房内にて就役せしむるを以て別に工作場を設けず然るときハ將來却て經濟の結果を見ること必然なりと思ふ。また外國人の東京監獄に來り獄内の實況を巡見せんと請ふ者甚た多し。而して囚徒在役の體容を目撃して曰く「痛苦の色なく却て喜色あり」と。また本邦の著書中外國囚徒のふとを論じ「一目人をして其の罪人たるの觀を爲さしめす」との説を散見すと雖も要するに皮相の見解にして實際決して然るものにあらず。囚徒ハ概ね羸瘦生色なく頗る痛苦の色を現はせり。是れ即ち上文外人來

觀者の説に符合せるところにして第一項は陳述するか如く飽まで懲戒の主義を主張せんとする所以なり。

(未完)

○貧民の原因及び貧民救助法の主義

東京専門學校
政治學科得業生

伊藤鐵次郎寄稿 東京

十九世紀文明の世界に於て必要欠く可からざるの一制度あり之れを貧民救助法と云ふ然るに此の制度たるや之れを皮想する時徒らに勤勉の人民に重大なる負擔を被らしめ遊怠の人民を養成するとみるの不都合にして寧ろ天理に違ふの制度たるか如くに見ゆる也されば彼の冷淡なる放任主義の論者は一撃の下に之れを排斥して曰く是れ所謂火を以て火を防ぎ水を以て水を防ぐの制度たるに外ならずと然りと雖も余輩は直ちに斯る言を信して一國社會の存在の基礎たる慈善道德心より起れる貴重なる此の貧民救助法を捨つる能はざる也

之れに反して貧民救助の制度は今日文明社會の全面に蔓延して益々盛なることを見る也今夫れ二三の例證を挙げかり世界文明の本元なる英吉利は亦た貧民救

助制度の本元にて夙に一種特異の形蹟を顯はし而して將來に向つて益々盛なるも衰ふるの形あるを見ずべるぢしむも亦た貧民救助法の最良國なりと云へり佛蘭西に於ける一千七百八十九年革命の直接の結果は法律上の權利を基礎とせる救助法を變して公共慈善の救助法となせるにあり和蘭も貧民救助法に於て一千八百七十年頃最近にして且つ最進せる經驗をなしたりと云へり合衆國に於ては貧民救助法の漸く盛なりと云ふ彼のまさちうせつの如き國と雖も被救助者の數英國に於ける現數の半より多數なりと云へり

夫れ斯くの如し一方に於ては強盛なる反對論者あるに拘らず斯かる有様の現出せるは何の故をや蓋し其の間に確乎不拔の主義の存在するなくんはあらず而して其の主義は何處にあるかを探知する前に貧民なる者の如何にして起るかを穿鑿するの必要あり蓋し之れを一般に論すれば貧民救助なる者は一の方法たるに過ぎず否も單一ある主義を貫通す可き一種の方法ならざる可からず故に其の方法にして善良ならば善く其の主義を貫通す可く善良ならされば其の主義を貫通すること能はざる可し然り而して原因を探りて方法を定むるは是れ順序よし

論 說

貧民の原因及び貧民救助法の主義

(一四)

て方法を定めて而して後に原因を探るか如きの固より笑ふべきのことす夫れ原因大ならば之れを制馭す可き方法も亦た大ならざる可からず原因小ければ之れを制馭する方法も小ならざる可からず方法の如何の原因の如何か由る者と云ふ可し故に余は本論の前に於て貧民の原因を述べんとす但し詳細に至りては到底本編の如き一文章の盡すところにあらざれば爰より只た其の梗概を述ぶるに止めんのみ

貧民の因て起る原因は如何彼の路頭に迷ふて恰も喪家の夫の如き者へ果して何に原因する乎彼の職々競々として深夜人家に襲入せんとする竊盜輩は何に由りて生じたる乎彼の菜色を帯ひて經緯を纏ひ而して自ら養ふ能はざる者へ何に由りて生じたる乎彼の老衰子なく財なく將さに斃れんとして斃れざる者へ如何是れ蓋し余輩が眼前に横はる疑獄の点ならん而して其の原因たる決して單純ある一原因より來る者にあらす必ずや種々惡因の果たるを免れざる也然れとも余や之れを分ちて三種の原因となす

第一 社會的原因 (社會員相互の關係より生ず)

第二 一箇人的原因 (社會員其れ自らより生ず)

第三 天災地妖

(社會外より生ず)

第一社會的原因といふ社會の富財が一方に偏して貧民を生ずるよとを云ふ也而して其原因數多ありて之れを詳論することい蓋し本論の旨意にあらざるを以て暫く之れを他日に譲り先づ其の概略の二三を挙げんのみ

今其の概略を區別せん自然の勢力に因りて起る者と政府施政の方向に因るものとの二あり自然の勢力に因る者の一二の例を擧ぐれば第一富の源たる土地人民の關係にあり抑も土地なる者へ有限の天然力にして之れを増加すること人力の及ぶところにあらず且つ牧畜業も於けるも農業に於けるも礦山業に於けるも漁業に於けるも伐木業に於けるも總へて土地に於ける產出力へ或る點を超ゆれば同一の地に資本を増投するも之れに對する相當の利益を得可からざるの性質あり然るに人口は無限に増加す可きの性質あるか故に一方に於ては供給の増加せざると同時他方の一方には無限に増加しつゝあるか故も苟くも産業上の改良ありて供給の増加せざる以上は物價の騰貴の之れを永遠に免る可からざるも

論 說

貧民の原因及び貧民救助法の主義

(一五)

の也此の時に當りて財富ハ勢ひ富者に向ひて集り貧者ハ愈々極貧者とあらざる可からず何となれハ競争に於ける物品ハ常に最有力者に陥つるは是れ見易きの道理あり才士あり愚人あることハ是れ免れざるの數なりとす而して強にして才ある者は速に富を得弱にして愚なる者ハ忽ち貧に陥ること必然の勢なりとす然り而して一旦富を得たるものハ子孫永世に之れを遺傳して益々富み貧者ハ子孫永世貧者たる可き傾向あり且つや社會交通の便漸く盛あらんとし企業の自由漸く進まんとする時に當てハ事業土着にして其の供給するところの便益ハ必要欠く可からず且つ規模資本の増大を要せざるところの彼の鐵道の如き瓦斯の如き事業ハ一人の手に入ること必然の理なり抑も斯くの如き事業ハ競争せんとするも競争する能ハず競争するよりは寧ろ聯合を便利となすものなれば一旦此の事業を握りたるものハ妄りに資銀代價を貪りて恰も報酬なきの課税權を逞ふるの觀なき能ハず故に政府にして若し之れを傍觀することあらは財富一方に偏して貧民増加するや疑を容れず

以上自然の勢力に由れる貧民の原因の二三例証を挙げたれば今や進んで人爲的

の原因を述べ可し即ち政府施政の方向に因れる者は是れなり政府爲政の方向に二種あり一は干渉する事一は干渉せざる事是れなり若し夫れ政府にして干渉すべきとき又干渉せず干渉す可からざるときに干渉する乎或ハ干渉の方法を誤まるまゝとあらハ社會に貧民を増加するや明なり假令ハ政府の權力微弱にして法律充分に行はれず或は法律不完全あるか又は行政其の法を得ざるか爲め盜賊公行詐偽行はれ財産の安固を動搖して遂に一國をして怠惰無頼又陥らしむるか如きことあらハ貧民の増加するまゝ明なる可し若し又政府にして中央集權の政略を取り中央に或る便益を與ふることあらハ平富財中央に流入して地方貧弱に陥ること明なり若し政府にして貨幣の制度を乱すことあらハ平一般人民の貧弱を來ること知る可し政府にして國債を増募することあらハ平貧弱人ハ之れを買ふこと能はずして富民常々之れを買ふが故に富民は許多の公債証書を有し其の結果は忍苦報酬の關係を動搖して産業上の混亂を來し貧民増加の結果を見る可き也租税に於ても其の賦課法其の種類其の税額其の納税期等の善良なると否とは實に一國貧民の増加に關係あること疑ふ可くもあらず

(未完)

○明治二十一年四月二十七日浦和監獄參觀の際の演説大意

正員 佐野 尙東
京

今日の御監の實地を拜見し御蔭を以て大に實地上の研究を致しました私の御存しの通り反譯書にばかり従事して居りますから實際のことは甚だ不案内であります。因つて此の頃、勉めて實際のことを研究いたしたいと考へて居ります。今日の何かお爲めなることでも申し上げたいと思ひますか只今も申す通り實際のことゝ不得手でありますから歐米に於て昔から今まで監獄管理法のドウいふ風になつて居るか云ふことを簡單にお話をしやうと思ひます。

さて「エウロツパ」も極昔にハヤハリ日本の昔の通りでヨホドひといふ様でありました囚徒の待遇に至てはたゞ復讐主義即ち社會でヒドイふとをしたから牢屋に入れてカタキを討つと云ふ主義でありました。其れてありましたから當時の監獄の有様のマルデゴチャマゼにして置きまして輕重罪は申すに及ばず男女の區別と云ふやうなものはまるでありません。中古に至つてもマダ充分てゐりませぬ。

始めて「エウロツパ」の監獄の改良の起つたのは千三百二十五年に羅馬に於きまして監獄の改良をしなけれはならぬと言ひまして其の時に貧者監督と云ふ役目を置きまして其れが監獄の改良を謀る役人になつて居りました。そこから下つて千六百年代は羅馬の有名なサンジャール・ボーロン・メイル・サントポール等が出て囚徒の數を減すやうにしなけれはならぬと云ふことを考へて盡力をされました。けれとも此の時分の矢張復讐主義が盛に行はれましてズーッと下つて十八世紀に至つてイギリスの有名なジョン・ホワルド氏が出て始めて監獄に大變革改革をしました。それからして悪い事をした者をブンナグリとしてゐる其の心か治らぬと云ふふとかヨウヤツ分つて來ました。ふれは皆さんも御存しのみとて御座りましやう。

フランスで始めて監獄改良の手を出したのが千八百三十二年でありました。さて監獄を改良しなけれはならぬと云ふのは誰れか元祖かと申しますと彼の有名なフラトンと云ふ哲學者でありまして其の書いたものの中は監獄改良の意味が有つたと云ふのでベンザム氏の始めて其の主意を引き出したました御監の十

字形の如きもベンザム氏の考へて有りまして、あれは當時大審院檢事小原氏が明治二三年頃香港から見て來て東京の鍛冶橋の監獄を造りましたのか始めて其れから斯う日本全國に傳播したので有ります様、聞きました今日の歐米の監獄學者の十字形は善くないと云ひますよし併しエウロツパでもマダ其の監獄を毀すと云ふことゝは行きませぬ様であります。

中古の時代で監獄の管理のドコか一番善いかと云ふと米國かと思ひます當時米國に於ては二種の監獄を拵へました。

其れは千八百二十三年でありましたかヒラデルヒヤ府に晝夜監禁分房法と云ふものを用ひました。其れは初めローマ法王がローマの監獄の戸口は沈黙と云ふまゝを書いたと云ふより始めて思ひついて晝夜監禁法を用ひ年中晝夜から一房に置きました。然るところ病人が出來たり或は狂人が出來たりしました。其れから千八百二十三年に至りましてニウヨークの側のオーバルンで晝は雜居として夜の分房をさせると云ふ法を設けました。之れをオーバルン法と云ひます。當時の歐米二國に此の二つの法が行はれて居ります。

それよりズーと下りまして千八百六十年頃にアイランドと云ふ人か出ましてオーバルン法とヒラデルヒヤ法との二つを折衷して段々善くなるもの、善い方に入れると云ふやうに階級法と云ふものを行ひました。これ、今日の世界で先づ日の出の法と云ふべきものであります。それ、一番始めに監獄に這入ると分房に入れて苦るしめ、それから八九箇月經つて雜居獄に入れるやうにするので有りまして今日の此のクロフトン法を用ふる方が宜いと云ふことかヤカマシクなつて居りますよし。

ベルギーの監獄管理法はエウロツパ諸國に於ても模範とするくらいであります。カベルギーでは看守に僧侶を用ふると云ふことであります故にサーベルなどはささせませぬよになつて居ります。尤も鉄炮を持たせすか一々は持たせぬ致しませぬ様で御座ります。今日日本でサーベルをささして居りますか、あれは護身器でありまして決して囚徒を傷ける爲めのもの、てゐりますまいと思ひます。依てサーベルよりの諸君の精神を以て囚徒の悪い心を切り倒すと云ふやうに精神をお傾けになることを希望いたします。

それで監獄の改良するに従つて色々な道具が加入してあります先づ感化院などをも多く増へなければなりませんまた監獄から出た奴は社會に出て悪いことをしないやうに保護會社を増へなければなりませんまた諸君の爲めは看守學校と云ふものを設けなければなりません随分手のかかるものであります西洋で監獄學と云ふ専門の學科が出来ました位でありますかこれは大いに社會學に關係がありますし第一季候土地の有様、人民の風習、小年者教育法、人民の食物、人民の遊戲の有様等申すまでもなく經濟學、法律學などにも色々な關係を有して居りますから是非この學科を増へなければなりませんこれに獄事上に於て急務でありますと思ひます何とぞ諸君も精神を研くと云ふ方にお心を傾けられんことを願ひます決して囚徒をタ、キ殺したからと云つても其れて悪い事をする者が無くなること云ふものでありますまい若しタ、キ殺したら悪い事をする者が無くなると云ふなら石川五右衛門のやうにカマウデにしたらハモウ其れて悪い事をする者の有りさうも無いやうてありますか實際は於てハさういふものでありますまい

それでエウロツパにて今申すやうな風に色々委く申しますと一時間二時間では言へませぬ盛んに監獄改良を言ひ出しましたのハ千八百二十八年以來でありますか其れからして或る學者連中が寄つて監獄を改良するハ第一會社なり會議なり起さなければならぬと云ふので千八百四十五年頃に萬國監獄會議を開くか宜からうと云ふのでドイツのフランクホルシユルメンと云ふ所で第一回の監獄會議を開き其の時の問題は短期刑囚を獨居させて刑期を減せんと申すこと等でありました第二回の監獄會議は千八百四十六年にベルジツクのブリセル府で開きました其の時の問題は幼年者には特別の監舎を與へなければならぬ幼年者に男女の區別をしなければならぬと云ふ位の問題でありました第三回の萬國會議は千八百五十七年にフランクホルムで開きました其の時の分房に入る、時限の刑期三分の一を減じた時限で無ければならぬ而して幼年者の夜はかり分房に入れて晝の農業をやらせ、さうして教誨法を行ひ施體の刑を廢するか宜いと云ふ位のことでありました第四回の監獄會議は千八百七十二年、ロンドンで開きましてこれは至つて盛んであります此の時の主義は博愛主義と云ふことで有

りまして主唱者は有名なるアメリカのワインス氏でありました其の時の問題ハ施體の刑を廢し禁錮囚中品行方正の者を假放免にすることそれから中間獄に入れると云ふこと等て有りました中間獄と云ふのハ「アイルランド」法のもので放免と監禁との間たのものであります第五回の監獄會議ハ千八百七十八年にワインス氏の發議でス井デンのストックホルムに開かれまして此の時の問題は私の譯しました萬國監獄議事提要进行を御覽の方ハ御存してあります依て申上ませぬ第六回の監獄會議は千八百八十五年よりマに於て開かれました此の時のハストックホルムの時の會議はと盛んではありませぬ様でありました其れは如何なる譯かと云ふと有名なるアメリカのワインス氏か死にましたからでもありませうかと存します其の時の問題ハ分房監を建るにハドゥいふ風にするか宜いかと云ふ問題と監獄と法律との關係と云ふ様な諸問題でありました此の時にフランスの警察廳の監獄の典獄か一つの發明の機械を出しましたところか萬國で其れを賛成いたしましたそれハ前年佛人の發明しました前科録のかりてハ再犯囚を防ぐことハ出來ないと云ふので非常に考へられまして囚徒の體格を量る機械を發明

しました第一番に身の丈けそれから手の長さ指の長さと申す様にドコからドコまで生理上の度を量つて大中小を分つて其の中てまた大中小を作ると一つの表が出來ますそれに這入つて來る囚徒の寫真がありまして例へハ若し青森から逃ると先方から其の番號を全國に通すれハドコでも分るやうになります(是れハ監獄協會の雜誌第一號に載せる筈になつて居ります)斯の如くエウロツパまでも監獄にハ非常に熱心して居られますから諸君に於ても充分に歐米の監獄のことを御研究にゐつて而して日本の實務を御研究になりたいと存します

翻譯

○歐米監獄沿革史 (第貳號の續き)

米國神學及ハ法學博士

ワインス 著

正員

神谷彦太郎譯

第三節 伊太利に於て進歩の實績 吾人の今十八世紀の始初即ち一千七百零四年に於て起りたる監獄改良の事業に實績ありし進歩を述へん蓋し此の年伊太利に於て初めて少年及び中年者の爲めにセントミチアル幼年獄を設けし此所に「オーバルン」法(オーバルンは組
育州の地名なり)の名を以て今日に知らるゝところの一種の監獄規律を創始せり其の法を詳言すれば夜間ハ囚徒を各個隔離の分房に監禁し晝間ハ緘黙を以て合同服役せしむるものとす「ホワルド」今を去ること凡そ百年に於て此の監獄を巡見し大ひに之れを稱讃せり又「ホワルド」其の巡見の時に於て該獄の門に左の題詞あるを看たり

至高なる法王クレメント十一世(一千七百四十九年に死す)其の怠惰放恣に委すときハ實に國家の大害なるも之れを教へ之れを訓ゆるに於てハ大ひに國家を利するところの夫の少年犯罪者と矯正感化せんか爲めに之れを設く

法王慈惠の歳 一千七百零四年

又獄内の壁間に嵌入せし平滑なる大理石に「ホワルド」か「驚歎すべき格言」と其の名を與へたるところの告諭文を誌るしたり曰く汝若し教化を以て囚徒を矯正歸

善せしめずんば徒た刑罰の爲めに之れを此の所に拘束するも亦た何の益あらんと蓋し「ホワルド」此の金言に依て其の監獄整理の眞法を發見せしあり且つや該獄の重なる工作場に於てハ其の中央に巨大なる文字を以て「緘黙」と書したる票を懸けたり是れ蓋し衆囚に晝間は緘黙を以て合同して役に服し夜間ハ箇々の隔離房中に眠るべきことを告示するものとす

是れに依て之れを觀れハ今時の感化院規律を含蓄したるところの晝間合同緘黙、夜間分房隔離の監獄法ハ業に既に十八世紀の始初に在て羅馬に於て實行せられたるを知るへし抑も今を去ること百七十有餘年の昔時に在て斯かる改良の果實を得たるものハ堅固の熱心と精勵の努力とに依らずんばあらざるなり且つ此の事業ハエラム、リンズ及び其の同志者の盡力に依て該監獄法の「亞米利加」に導ひかれし時に先たつこと百餘年なりき夫れ世界の殘餘の邦國に於てハ鍵鎖牢獄及び苛責を以て刑罰の全体を組成したるの時に當りて法王自身に斯くの如き規律を知り且つ其の實施の處置を整へしハ豈に其れ驚愕せざるを得ん哉

(以下嗣出)

○佛國監獄法大意 (第三號の續き)

佛國 シー、ド、ラマルク氏述

正員 武田 英一 譯

宗教 在監人にして「カトリック」教を奉ずる者の必らず其の禮拜式に出席せざるを得ず「カトリック」教にあらざる者の各々其の信奉する宗教の宣教師を招きて其の教儀を執行せしむ

監獄内に於て改宗を獎勵するか如きハ特に嚴禁とするとみるなり(千八百三十九年五月六日內務省令)

初等教育 監獄內教育の科目ハ讀法書法、綴字法、算術の四則及び度量衡法なり然れども其の教ふる所ハ此に止まらず時々宗教、修身或ハ實利に關する講義を爲すものとす又在監人ハ閱覽書籍を貸與す

在監人の類別 千八百七十五年六月五日の法律ハ分房の制を施行すへき明文ありと雖も此の事業たる遽かに普及すへからざるところなるか故に現今一般に行はるる者の猶ハ多囚雜居の制ありとす唯、在監人の男女、年齡、刑名等に從て其の

監房を別つのみ

獄內規律 凡そ在監人の發聲を許さず監獄內何れの部たるに論無く低聲と雖も談話するを許さず金銀を携帯するを許さず賣買交易及び投機喧噪の博戯を爲すを許さず烟草葡萄酒及び發酵性の飲料を用ふるを許さず特別の許可ある者の外接見するを許さず官司に呈する文書を除くの外私信ハ總へて發着毎に檢閲を経るものとす又在監人に於て毀損する物あるときハ賠償金を徴收するものとす

監獄の規程を犯すものハ獄庭内の運動を禁じ飲食物を購買するを禁じ他人に接見するを禁じ服役又ハ無服役の隔離懲罰を命じ治罪法第六百十四條に觸る、者の鎖繫を命す(千八百三十九年五月十日內務省令)

在監人にして重罪輕罪を犯す者あるときハ裁判所に訴へ刑法を以て其の罪を論ず治罪法及び千八百五十四年八月七日訓令)

在監人監獄の内部に於て勞力を勵み善行を爲すときハ賞譽を受くへし然れとも其の賞譽の有無輕重に關せず特赦、減刑を受け或ハ本刑の一部を免せらる、ことを得へし

凡そ在監人の非常の場合を除くの外、有期の刑に處せられたる者の刑期の半を経過し無期の刑に處せられたる者の十年の歳月を経過するの後にあらされの特赦の恩典を蒙るを得ず

囚徒護送（譯者曰く囚徒を護送するの事たる頗る煩雜にして數十行の文字を以て盡すべきにあらず他の諸條と權衡を失すへし故に原書に於ても囚徒護送の一條を拙て別に之れを掲ぐ今原書の順序に従ひ本篇を終ふるの後ち別に之れを譯載すへし）

監獄の經費 罪人の在監及び幼年囚の教育に要する費用の一切國庫の支辨に屬す而して其の取扱の方法の二種ありとす請負法及び直轄法是れなり

請負法に於ては請負人たる者命令書に依り豫め其の施爲すべき條項を奉じて各種の事務を取扱ふものとす

請負者の國庫より一日に付き若干の金額を受領す其の金額の多寡の或は請負者數名の入札に因て定まり或は請負者と官廳との示談を以て定まるものにして又千八百四十三年十二月二十七日の勅令以來囚徒に附與せざる工錢十分の一の全額

は亦請負人の所得に歸するものとす

直轄法に在ては政府自ら請負者の地位に立ち其の吏員をして各種の事務を取扱しむ故に政府の自ら其の費用を負ひ又其の利益を収むるものとす

請負法なり直轄法あり互に得失なしとせず蓋し政府の囚徒の衣食給養を爲すに於て別に困難あることなし然れども囚徒の爲めに其の役業を求むるに至ては容易なる能はず是に於て乎別に請負人ある者を求め監獄場内に工場を設置せしめざるを得ず而るに此くの如き製造者の其の資力素より一切の請負を爲す者の確固なるに及はず故に政府の利の監獄の事務を舉げて悉く之れを一切の請負者に委託し政府に於ては唯其の命令書の條項に戻る無きや否やを監督するに在り此の命令書は其の詳かに其の契約するところを記載し屢々調査改正し以て其の弊を防ぎ争訟等の源を塞かざるへからず

抑も直轄法を用ふるときは會計に關する事務の整頓する大に請負法の上に出つへし然れども又他の一方より之れを論するときは事務の責任悉く典獄の一身に歸するか故に復た他事を顧みるの餘裕無く勢ひ其の職務中の大切な感化事業

を不完全ならしむるに至るへし是れに由て之れを観るに典獄をして此くの如き事務に當らしむるの得策にあらざるものとす然れとも佛國政府の此の直轄法をクレルヴァー・ムラン等の中央監獄に實行して能く其の功を收むるを得たり

(未完)

○ フヒラデルフヒア府の監獄

正員 久野三吾 東京

頃者北米フヒラデルフヒア監獄改良會社に於て毎年一回ツ、發行するところの雜誌(千八百八十三年發行のもの)を一讀したるに左の如きことを記述しありたり因て抄譯して會員諸君の一燦に供す

世人屢々我カフヒラデルフヒアの東監獄我カ集治監の如きもの及び郡獄に在る囚徒に如何なる罰を施すやを問ふ因て今之れに答へんに東監獄に於ては實際罰なるものあるなし只た安樂と稱すへきものを奪去す則ち書齋の特權なきこと、食物の聊か種類少なきこと、庭園に出て並に隨意に書を見るの特權なきこと、時あり椅子及び臥床を取去られて毛布のみを纏ひて眠ること是れなり且つ總囚徒の

左の如き命令の下に看守せらる曰く
汝勞作を厭ひ、其の食を斷つへし

If any would not work, neither should he eat.

右手段の能く其の効を奏せり

該監獄に於て施体の罰の一もあることなし囚徒中時として閤室に置かれたるものありしに既に已に舊時より屬せり現に昨年間一人も甚た法に服せざりし者なくまた逃走を企圖せしもの一人もなかりき

又利益の感情も重己の感情とを鼓舞し感化を誘致するの處置如何と問ふものあり因て之れに答へん第一該獄の勞作の請負法なし然れとも此の法なしと雖も該獄の自支自立するを得へきや否やの考案に立入るを要せず蓋し此の法の單に傭工上のものとして仁慈的、防護的罪人に對し社會を防護するを云ふ感化的の方法にあらざれりなり該法の監獄をして役業を得せしめ又製作品を賣る是れ其の歳入を収むるの道なれりなり又該法の職業を教ゆるを以て出獄人の之れか爲めに生活を保持し犯罪を阻住すべきところの倚已の感情を感せしめ得ることあり

るへし然りと雖も該法の専ら科程を與ふるものなれ、此の科程外の餘分の勞役にあらされ、其の出でたる郡と對し些少割引の後囚徒のものどあらざるなり、此の餘分の仕事とを則ち囚徒の勤勉を鼓舞す而して善良勤勉巧熟なるものの所得即ち利潤の額の屢々數百弗に達することあり尤も斯くの如きの刑期間の期せずして生ずる偶然の事たるの勿論とす

右の事柄は本刑に對し最上の償ひを與へ兼て勤勉を鼓舞し初犯と再犯以上との罪惡を豫防し其の身を保全すべき職業を授く

吾人の此の改良の他州に於ても主張せらるゝことを知れり則ち紐育州の太守クリーブランド氏の頃日の其の陞任の禮話に於て謂へることあり曰く州獄の自らの費用を支ふべきことを信ず然りと雖も州の囚徒勞役の利潤を要求せざるべしと又該州の理財學者(クリーブランド氏を云ふ)は請負法を講説する左の如し

本州の州獄の怒氣不平不從順及び罰の直接又の間接は此の法の惡影響に屬せり

請負法の囚徒の改良を求むると云ふの又の之れは傾向するところの勢力及び

手段を妨け且つ無益にす前時に在ての罪人の德義改良の到底能はざることを認められしか幸と今日此の慘酷なる主義棄られて經驗上より獄壁内に於けるも感化の倣し得らるべきことを知れり然れども感化の監禁すれは自然天然に生すべきものにあらす此の賢知を以て構成し忍耐を以て實施さるゝと云ふの方法の力に依てのみ成功すべきなり然り而して請負主の囚徒の感化に於て毫も利する所なきものなり否な請負主の利益と囚徒の感化上の利益との衝突並行せざるのみならず拒反し且つ敵對す之れに由て勞役請負の法の本來其の性質に於て感化の效力は反對するものなり

マサチューセツツ州のベンジャミン、エフ、バックラー氏の陞任の禮話にも曰く

囚徒の所得の幾分にして彼れの功勞と刑期とを比準して割當せしものを一の資本として積立て而して其の放免を得て再び此の世に立つ時に之れを其の囚徒に與ふることの倣し得ざるや監獄にして自ら保支するものあるとき此の割當を増高し得べきにあらずや斯の如き準備に現に「出獄者保護の役員」の如き役員を以て出獄者に分給さるる所の些少のものよりも其の囚徒自己の所有を

るに付き其の自重守己の爲め甚た善きにあらすや（監獄自ら保支するは囚徒の勢力より生ずる利益を以て監獄を維持する云ふ）

吾人の吾人の州の代人が監獄に於ける其分の此の主義を禮話せしことを満足するなり

東監獄は於て貯蓄銀行の一種を起したりしか千八百八十二年より囚徒が其の科程外は得たるもの凡そ二万弗にして其の内一万弗は其の親族に贈與せんか爲め又は放免後の使用の爲めに貯蓄されたり云々

寄書

説の當否の編者
其の責を任せず

○囚人の教誨

篠川 直宮

本誌第二號に深井鑑一郎氏が囚人教誨の目的及び其の方法を掲出せられたり初段の監獄教誨者を警醒するの良針と云ふへし教誨者に對し囚人改其の目的を指示すること怠たらざるも彼れの心裏に己の宗教を多衆に信從せしめんととの私念兎角脱去せずして往々其の教誨中に發顯す生嘗て茲に感あり僅かに其の豫

防を覺りしも今喋々を要せざるへし

深井氏が教誨の種類性質習慣等に就き施すべき主旨を歐米諸國と我國と對比繰述せる中段の條理最も燦然たり

深井氏が末段に監獄の社會の一小分子にして云々以下社會の現況を受け監獄の教誨に諸般の宗教輸入を要し四點を問題とするに至て生始めて感を生ず恐くは深井氏社會の現況に能く之れを寫眞し得るも囚人の現況に寫眞し得ざるなからん乎社會の宗教皆無と名稱す可からず囚人の宗教皆無と名稱して可あり（八十九の云ふ）既に同氏か云る如く我國の現況神儒佛耶蘇教等之れを細拆すれに實に五十

有餘派を降らす囚人の歸依に隨ひ諸般の教誨者を要する如き口言ふ可くして行ふ可らず此れ行ひ難きにあらす只之れを行ふも其益尠少ならん何と云ふか教誨者具備すと雖も囚人改其の教誨の之れを見るを得ざるへけれなり假令囚人の中最も多き宗教に就き其の教誨者を選ふとするも三四乃至五六種あるへし豈之を托任するの徒費あるへけんや豈宗教に因り囚人區別の監房工場を設くるを得へけんや方今の囚人豈歐米諸國の如き宗教上の軌轢を生ずることあらん

や唯教誨者の能く囚人の心を感動せしむる者を選むの外なし歐米諸國教誨師の年俸多額を考ふるも亦た知るへし而して囚人の心假令感動するあるも其の感化に至るや距離尙ほ近しとせず深井氏何ぞ此の觀易きの理を知らざらん哉能く看破して唯難問を試むるや必せり故に生ひ以上の贅言を吐露して深井氏に應ずるを欲せず唯深井氏の試問に乘し以下に生か常に希望するところを概陳し以て識者の教誨を乞ふ

抑も方今囚人改良の急務ハ分房獨居常に自ら悔悟心を促かさしめ(分房の利益は多言を要せず)之に乘して教誨を加ふるにあるのみ然れども分房ハ多額の費用を要す我國官民財政の困難一朝に其建設を望むへからず依て當局者ハ豫め其の方針を示し各地監獄に先づ五房十房を設け惡漢の甚しきものより五四十囚と改良を得せしめ漸を以て増加あらんことを希望す夫れ勞動の懲戒既に久しく而して頃日の教誨亦た繁し果して若干の改良を得たる乎囚人竊かに謂ひん度ビ度ビの教誨ハ肩休めに適すれとも義太夫かたり、嘲し家の耳を喜ばしむるにハ若かずと蓋し分房ハ幹なり分房あつて施す教誨ハ内外より其の效驗を奏す分房なきの教誨ハ幹なき枝

葉あり分房を外にして囚人改良の效驗其れ何れの日か來らん

通信

○疥癬驅除の景況

囚徒の疥癬患者に於ける舊時に比すれば大に其の數を減せりと雖も常に數人雜居相接するを以て一人該患者あれハ忽ち數十人に傳染し衣服寢床の交換及び身体清潔法の常人の如く充分ならざるか爲めに譬ひ一度治癒するも再三該病に罹る者多きか如し斯くの如くなるを以て一時姑息の殺蟲藥塗擦法或ハ藥湯等を施すも仍ほ該患者の顯出するハ畢竟するに治愈する者よりも發する者多きに因るなり故に始終新陳交代決して滅滅の結果を見る能はざるハ言を俟たざるなり然り而して當署(石川島監獄分署)囚徒の多き常に其の數二千を超ゆ從て從前ハ該患者も殆んど其の半數に位す故に充分の撲滅手段を施すこと亦た難事たり爲めに醫員等其の職に在て之れを施すに苦慮せり然るに客年七月當署有志衛生會の審議を遂げ被服交換の時期に際し斷然撲滅法を執行するとに決し醫員をして在監

囚徒全員に付き一々身体を檢査し僅微と雖も疥癬ある者の嚴に健康者と區分し監を分て健康監、疥癬監とし其の健康者に充るの監は沸湯を以て其の内外上下餘す所なく能く之れを洗滌し十分清潔消毒法を行ひ而して該囚にハ新衣を與へ舊衣と換着せしめ(舊衣は健康兩者分共十分煮沸洗滌して疥癬殺菌法を施行せり)后ち之れに居らしむ又疥癬患者にハ尋常の浴槽二箇を浴用に備へ毎日午前第九時より醫員の浴場に臨み一々點檢し入浴洗滌せしむるの后ち藥液を塗擦せしめ一回の入浴時間を二十分とし交々浴せしむ全治と認定するものハ舊衣を脱却せしめ新に下與せし單衣と交換し健康監に移す(患者の逐日減少するに及びて健康者の増加するを以て疥癬に充たる監房を之れに備へざるを得ず因て前述の如く沸湯洗滌法を行ひ而して后ち之れに移したり)等の手續をなせしを以て(從前各監囚徒に就て見るに多かりし衣虱の其の眼目を絶つ如く)續々全治者現出し第三週の終りに至つてハ初め九百有餘名の内殘員百餘名に下り加之ならず是れ等のものも發疹局所に止まり全身に散蔓するものあきを視るに至れり依て第四週の半ににして右の入浴を閉止し病監附きの藥湯に入浴せしむることとせしに漸々減少したり則ち撲滅法に着手せしハ客歲七月初旬にして其の翌月下旬に至りてハ該患者僅かに五十餘名の少數に至れり特に新入囚の如

きも其の時々身体を檢査し前陳の手續をなし病毒を輸入する等の憂害なからしめんことに注意せると以て爾來該病を患ふるもの殆ど滅絶の姿なり

右 正員 大浦 則 泰 報 す 京 東

○ 教誨ハ懲戒を全身に浸潤せしむるの藥餌

仙臺監獄の在囚ハ從來秋田、山形、福島、岩手、新潟、青森及び本縣人のみ多くして其の他ハ凡そ十中の一なりしを以て中國、西國等の人氣に比すれば幾分軟弱にして監内も亦從つて靜謐なりとす然るに客年十二月東京間の鉄道聯絡したるを以て必ずや囚情も一變し從來の平穩を保つ能はざるに至るならんを量り本年一月より教誨師一名を増加し定規の説教外に日々終役後各監房に就き改過遷善の道理を説かしめたるに一層の平和を來たし皆ハ工業に勉強するに至れり故に豫期の如く現今ハ千葉、茨城、埼玉或ハ西國人の入監を見るもと十分の三に及びたりと雖も教誨に感せしもの多き中に同住するを以て漸次先非を悔ひ包藏罪を自首するものあるに至れり蓋し懲戒を以て監獄の主義とし肉体の感覺を與ふるのみにて

ハ良心を發起せしむる能ハす而して教誨日尙は淺きも其の效を見るを得たり之れを持久せハ果して著しきものならんと察す

○ 右 正員 中 村 中 報 官 城

○舊時に於ける刑罰の種類及び其の執行法

一 鋸挽 一日引き廻し兩肩に刀の目を入れ竹鋸に血を付け側に立て置き二日晒し挽き申す可くと申すもの之れあるときハ挽かせ候事(但し田、畑、家、屋敷、家財共欠所)

一 磔 淺草、品川に於て磔け申し付くへく在方ハ惡事致し候處へ差遣し候義も之れあり尤も科書の捨札之れを建て三日の内非人番付け置く(但し引廻し又は科書に寄リ引廻しに及ばす欠所右同斷)

一 獄門 淺草、品川に於て獄門に掛ける在方ハ惡事いたし候處へ差遣し候義も之れあり引廻し捨札番人右同斷(但し牢内に於て首を刎ぬ欠所右同斷)

一 火罪 引廻しの上淺草、品川に於て火罪申し付け在方ハ火を付け候所へ差遣し候義も之れあり捨札番人右同斷

一 斬罪 淺草、品川兩所の内に於て町奉行同心之れを斬り檢使ハ御徒目付、町與力(但し欠所右同斷)

一 死罪 首を刎ね死體取り捨てためしもの申し付く

一 下手人 首を刎ね死體取り捨てためしもの申し付く

一 晒 吉原のものか處の義に付き晒に成るへき惡事いたし候ハ、新吉原大門口にて晒

一 遠島 江戸より流罪の者ハ大嶋、八丈嶋、三宅島、新島、神津島、御藏島、利島、右七嶋の内へ遣す京、大坂、西國、中國より流罪のものハ薩摩五島の島々、隱岐國壹岐國、天草嶋へ遣す(但し田、畑、家、屋敷、家財共欠所)

一 重追放 御搦場所

武藏 相模 上野 下野 安房 上總 下總 常陸 山城 攝津

和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾海道筋

一中追放 御搦場所

武藏 山城 攝津 和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾海道筋 下野

(〇〇二)

日光道中 甲斐 駿河(但し田畑、家屋、數家財共欠所)
一輕流放

江戸十里四方 京 大坂 東海道筋 日光道中(但し欠所、右同斷)

右重、中、輕共に何ツかたても住所の國を書き加へ相構ひ住居の國を離れ他國に
おひて惡事仕出し候へば住居の國、惡事致し候國共二ヶ國を書き加へ御構ひ場
所書付け相渡し候事(但し追放のもの御座外にて放ち遣し、其の場所にて大小渡し候事)

京都に於て重追放申し付け候ものゝ右御構ひ場所の外河内、近江、丹波三ヶ國を
相構ひ之れを加へ中追放の之れなき事

江戸十里四方追放の日本橋より四方五里宛(但し在方の者ゝ居村共に構ひ欠所之れな
欠所尤も年貢未達等之れ、然れども利欲に拘り候類は田畑、家屋數
あり候は家財共欠所)

一江戸拂 品川、板橋、千住、本所、深川、四ッ谷、大木戸より内御構ひ(但し右、
同斷)

一所拂 在方ハ居村江戸町人の居所拂ひ(但し欠所之れなし、かれども利欲に拘り候類
財共欠所)

右 正員 深井鑑一郎 報す 京東

號四第誌雜會協獄監本日大

本會記事

●常集會 去る六月廿四日の總集會に於て毎月常集會を開くもとに決したるも七月八月の兩月ハ
暑中に付き休會することしたり

●入會 去る七月卅一日の調査に依れハ會員の數二千七百二十九名に達したり爾來尙は日々に入
會の申込あり

●出張 去る七月廿五日主幹宇川盛三郎氏の群馬縣前橋監獄を一覽し該監獄員の請に應じ監獄法
の一環を講せられたり其の席にハ司獄官の外に縣會常置委員も臨まれたり又同氏にハ栃木縣宇都
宮監獄をも一覽せり

●静岡獄事講習會 静岡監獄川村矯一郎氏其の他の催しにて本月同地に於て獄事講習會を開かる
る由に付き本會よりハ主幹宇川盛三郎氏之れに臨まるゝ筈なり

●會費取扱方の假約定 本會に於てハ會費出納取扱方を第六十國立銀行に依頼し左の假約定書を
取替したり

假約定書

東京下谷區七軒町第二十八番地大日本監獄協會に加入せし全國會員より遞送の會費並寄送の集經
金及び該會經費金出納取扱方を今般東京日本橋區小舟町二丁目一番地第六十國立銀行へ囑托し結
約するものと左の如し

第一條 集經金の毎月凡金二百五十圓内外にして各地會員より到着次第大日本監獄協會庶務局長
ハ第六十國立銀行へ預け入れを爲すへし

(一〇二)

號四第誌雜會協獄監本日大

第二條 前條の集經金ハ大日本監獄協會庶務局長より東京南葛飾郡小菅村東京集治監内第六十國立銀行出張所員へ東京千住郵便局爲換券を以て時々預くるものとす

第三條 大日本監獄協會經費ハ通常費臨時費の區別を爲し其の支出に際してハ大日本監獄協會庶務局長の捺印ある小切符を正當受取人へ交付するを以て印影篤ど勘合の上第六十國立銀行本店若くハ東京集治監内出張所員に於て小切符持參人へ現金仕拂を爲すものとす

第四條 大日本監獄協會庶務局長及ハ第六十國立銀行取扱人の帳簿並切符等へ押捺すへき印鑑を豫て互に交換爲し置くへし

第五條 大日本監獄協會庶務局長と東京集治監内第六十國立銀行出張所員との間に大日本監獄協會經費收支簿甲乙二冊を備へ置き出納の都度金員事由を記入し互に捺印の上一冊ハ庶務局長に一冊ハ銀行員に管守爲 置くものとす

第六條 右收入支出を取扱ふに方り第六十國立銀行に於てハ多少の手續を要すと雖も當分手数料の請求せざるへし

第七條 大日本監獄協會ハ右集經金預け入れを爲し置くと雖も該金より生ずる利足ハ要求せざるへし

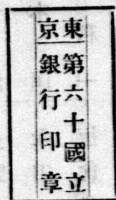
第八條 大日本監獄協會庶務局長若くハ其の臨時代理人ハ第六十國立銀行に就き右預け金記簿及ハ現在金を臨時に調査することあるへし

第九條 此の約定の條々ハ來明治二十二年三月限り解くものとす故に滿期に當りてハ更に結約すへし

右之通結約整ふに付てハ假約定書二通を製し大日本監獄協會及ハ第六十國立銀行各捺印の上一冊

ツ、管守するもの也

明治二十一年七月十四日



東京下谷區七軒町第二十八番地
大日本監獄協會
會員 石 澤 謹 吾 印
東京日本橋區小舟町二丁目第一番地
第六十國立銀行
頭取 森 時 之 助 印
全
支配人 梁 瀨 昌 幸 印

●役員 會計の事務ハ特に其の人を得るを必要とするを以て正員關長廣氏(東京集治監副典獄)に會計主幹の任を依頼したるどろ同氏の之れを承諾せられたり

又 正員柳澤勇喜、全小林益三郎、全飯嶋美敬の三氏に本會庶務補佐員たることを依頼したるに三氏ハ之れを承諾せられたり

●會告 本號ハ去月中發行すへきところ今八月に遅延したり會員諸君幸に之れを諒せられたし

●人會

●正員

●東京府

山下房親

堀親篤
富永繁太郎荒川爲吉
堀川圓藏松本敬次郎
片山彌之吉笹野喜知郎
淺井佐太郎三浦隆夫
小林源之丞

久野三吾

森田周一郎

大野重吉

町田貞次郎

芝井三郎

嶋崎俊一

木寺安敦

森本善八

金田貞太郎

佐野繁太郎

藤本愛之助

前田橘一郎

吉木竹次郎

西川義友

坂元正幸

野崎良太郎

市川義賢

池谷仙之丞

渡部温

長野業勤

高木龜松

●廣島縣

西澤房之丞

鈴木高自

青木匡

永田義男

加藤繁三郎

●和歌山縣

宮原甚之助

竹川六一郎

桂秋一

板倉鎌三郎

薄井近太郎

栗本善之助

岡本楠熊

岩橋直治

田口卯吉

遠藤虎雄

西崎光重

小山啓次郎

中川元吉

高松卯吉郎

林和一

鈴木保定

橋本彌七郎

辻本平次

貴志徳右衛門

●高知縣

小栗栖香頂

阿部武五郎

橋本彌七郎

玉置榮太郎

尾崎房廓

永松傳

銀林綱男

南條政樹

丸谷卯一郎

野口新

今井佛藏

●福岡縣

佐藤政之

安達光敬

宮國熙

堤喜十郎

大久保乙喜

中島正經

林庄之助

牧野順七

中野作太郎

坂口甚助

江里口常三郎

藤田悟

赤井龜五郎

栗原三郎

緒方吉太郎

野上純太郎

伊藤幾太郎

波多野專平

今井鉄太郎

原傳八

松本菊太郎

永松彌八

菰田孝之

坂口東三郎

竹内千里

津保文之助

永島眞崎

宇野親和

有働岩太

赤司爲吉

岡部安憲

村上辨之允

野田諺太郎

松隈房吉

荒木逸平

川口新太郎

●福井縣

野村毛三次

古賀甚平

末永新

長尾九郎

小林一郎

高垣榮治

●福岡縣

松本榮太郎

岡部銀藏

加藤光尙

大塚敬信

田邊悟

中島靜勝

甲斐喜一郎

大和博

江頭作次郎

小野藤市

眞杉久

佐田饒

加藤松太郎

小出程敏

市川彌作

石橋房次郎

秋元鹿二

稻永平四郎

宇佐武雄

鈴木清臣

川嶋龜吉

森又四郎

岩井末吉

淺田保次郎

栗盛庸人

東原種成

古川右左治

坂井壽三郎

荒木鉄藏

中野彦次郎

本田茂士

武田節雄

石井百

中野半平

世戸口逸馬	●大分縣	松尾喜平	三原治綱	畑田房吉	小山改藏
後藤千代之助	佐藤元次郎	古賀己之吉	戸澤文五郎	河部良吉	相樂古帆
藤本幸太郎	野口重正	白井霽	中村中	橋本源八郎	●鹿兒嶋縣
田中安五郎	安藤喜内	近藤久晃	安樂兼道	原田治平	上村慶吉
伊藤季治	●佐賀縣	後藤智水	今村八郎	井本實	溝口重亮
河野敬太郎	藤澤正啓	上月朔郎	中村安朝	兒玉俊介	若松彦七
橋本彌次郎	福島房一	●熊本縣	高木光久	杉田正雄	鮫島員清
中村昌太郎	中嶋吉次	前田素志	柴垣善藏	伊藤傳一	野元早次郎
大成梅太郎	田尻彌太郎	増田清三郎	松村一衛	戸高甚作	有川清哉
藤吉龜次郎	鶴善作	古賀春住	鳥居眞津次	小出央益	古垣宗次郎
本田勇	官原貞雄	石橋清俊	●宮崎縣	富高虎吉	三原經彦
塚本伊太郎	大木勝一郎	宗像覺馬	未永信尙	桐野初次	●北海道
岩城保童	藥王寺繁太郎	安藤門記	折田宗太郎	中尾美通志	藤田超宗
本村淳之	今泉利八州	藤林東	北村貞一	石井善隣	(未完)

●會告 會費ハ自今左の名宛を以て御送附相成度此段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名

東京集治監官舎

石澤謹吾

郵便爲替先さ

東京千住南組

千住郵便局

大日本監獄協會役員

庶務局長 正員 石澤謹吾

調査局長 正員 宇川盛三郎

主幹(事務) 正員 宇川盛三郎

主幹(會計) 正員 關長膺

庶務委員 正員 佐野尙

調査委員 正員 武田英一

調査委員 正員 深井鑑一郎